公的年金からの特別徴収について

（令和７年度版）

「公的年金からの特別徴収」とは・・・

公的年金等の所得に係る市民税・都民税・森林環境税を公的年金から天引きすることです。これは、徴収方法であり税額の算定方法ではありませんので、**他の徴収方法と一年間に負担していただく税額に変わりありません。**

また、市民税・都民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収制度は、地方税法３２１条の７の２により全国的に定められているため、**納税者の希望により徴収方法を選択することはできません**ので、ご理解ください。

市民税・都民税・森林環境税の納付方法について

納税通知書の１ページ「１市民税・都民税・森林環境税の合計年税額」に記載されています。

例）

合計年税額	30,000 円
給与からの特別徴収（給与から差し引く税額）	15,000 円
公的年金からの特別徴収（年金から差し引く税額）	10,000 円
普通徴収（納付書支払いまたは口座から引落とす税額）	5,000 円
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額	円

［合計年税額の内訳（支払い方法別）］

お勤め先の給与から特別徴収（天引き）される金額

支給される公的年金から特別徴収（天引き）される金額

納付書払いもしくは口座振替で納付していただく金額
※公的年金からの特別徴収が初年度の場合（２ページ）、または３月末までにご転出された場合（４ページオ）、年金特別徴収税額の２分の１がこちらに含まれます。

公的年金から特別徴収される市民税・都民税・森林環境税は、公的年金等所得から計算された市民税・都民税・森林環境税のみとなります。前年中に給与など公的年金等以外の所得があった方は、その所得に係る市民税・都民税・森林環境税は、公的年金から特別徴収されず、普通徴収（納付書払いもしくは口座振替）または給与からの特別徴収となります。このため、**公的年金からの特別徴収がある方で、普通徴収や給与からの特別徴収がある場合でも、二重にお支払いいただいているものではありません。**

徴収方法について

納税通知書の１ページ「３徴収方法ごとの内訳」について、ア～オの例を参考にご説明します。

ア 初年度の方（令和７年度より公的年金から特別徴収される方）

公的年金からの特別徴収は１０月より開始されるため、**公的年金に係る税額の２分の１については普通徴収で納めていただきます。**

＜例１＞公的年金に係る市民税・都民税・森林環境税が１２万円の場合

①１２万円のうち２分の１にあたる６万円が、普通徴収の第１期と第２期に振り分けられます。

②残りの２分の１は、１０月から翌年２月の年金支給時に特別徴収されます。

普通徴収

期　別	納　期　限	前回通知税額(円)	今回通知税額(a)(円)	充当額
第１期	令和７年６月30日		① 30,000	
第２期	令和７年９月１日		30,000	
第３期	令和７年10月31日		0	
第４期	令和８年２月２日		0	

公的年金からの特別徴収

徴収方法	徴　収　月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和７年　４月		
	６月		
	８月		
特別徴収	１０月		② 20,000
	１２月		20,000
	令和８年　２月		20,000

徴収方法	徴　収　月	今回通知税額(円)
次年度仮特別徴収	令和８年　４月	※ 20,000
	６月	20,000
	８月	20,000

※次年度の４月・６月・８月については、原則として前年度の公的年金等に係る年税額の６分の１の額が各徴収月における仮特別徴収税額となります。

※年金特別徴収の方は、原則４月以降も特別徴収が継続されます。 詳しくは3ページ

＜例２＞年税額２０万円のうち、公的年金に係る税額が１２万円、それ以外の所得に係る税額が８万円の場合

①公的年金に係る税額が＜例１＞と同様に振り分けられます。

②公的年金以外の所得に係る税額が、普通徴収の第１期から第４期に振り分けられます。

普通徴収

期　別	納　期　限	前回通知税額(円)	今回通知税額(a)(円)	充当額
第１期	令和７年６月30日		50,000	
第２期	令和７年９月１日		50,000	
第３期	令和７年10月31日		20,000	
第４期	令和８年２月２日		20,000	

	①年金の分	②その他の分
第１期	30,000円	20,000円
第２期	30,000円	20,000円
第３期	0円	20,000円
第４期	0円	20,000円

この例の場合、１０月以降は普通徴収と公的年金からの特別徴収の二種類の方法で納めていただきます。